

令和6年度交通安全CM放映等業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和6年度交通安全CM放映等業務委託の受託候補者を決定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「令和6年度交通安全CM放映等業務」委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

5,770,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、「広告・宣伝」に関する業務で種目が「S-01：広告代理」である者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 企画提案競技への参加申込書を、「8 企画提案競技の方法（2）参加申込み」に示す期限までに提出した者。

6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公告

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和6年4月25日(木) |
| (2) 説明会参加申込書の提出締切 | 令和6年5月10日(金) |
| (3) 説明会 | 令和6年5月13日(月) |
| (4) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和6年5月20日(月) |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和6年5月27日(月) |
| (6) 企画提案競技会 | 令和6年6月3日(月) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年6月4日(火)～11日(火) |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時：令和6年5月13日(月)午後2時

場所：宮崎県庁本館3階総合政策部会議室

説明会に参加を希望する者は、説明会参加申込書(様式1)を提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時(※必着)
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式2)を提出すること。

- ① 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照
- ② 提出期限 令和6年5月20日(月)午後5時(※必着)
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリにて提出(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案の内容

以下の内容について提案を行うこと。

ア テレビCMの放映案

- ・放映案については、放映時間帯、放映回数を明記すること。

イ ラジオCMの放送案

- ・放送案については、放送時間帯、放送回数を明記すること。

ウ SNS、webサイト等を用いたCMの配信案

エ 啓発グッズ作成案

オ SNS 広報案

カ 冬の交通安全県民総ぐるみ運動に係るイベントの企画案

キ 自転車ヘルメット着用推進モニター事業案

② 提出書類

ア 企画書（6部）

- ・ 提出する企画提案は、1案のみとする。
- ・ 提出する部数は6部とし、A4版（一部A3版を折り曲げて可）とする。縦置き、横置きは自由とするが、混在は避けること。

イ 見積書（原本1部、写し5部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙（様式3）により提出すること

③ 提出先 下記「12 問合せ・提出先」を参照

④ 提出期限 令和6年5月27日（月）午後5時（※必着）

⑤ 提出方法 持参又は郵送

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 企画提案競技会の開催

日 時：令和6年6月3日（月）午後2時

場 所：宮崎県庁本館3階総合政策部会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

① 1者の持ち時間は、説明15分、質疑5分の合計20分とする。

② 各者の審査順については、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に連絡する。

③ パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合、プロジェクターは各自用意すること。

(5) 審査項目

以下の各項目について評価を行う。

① 訴求力（交通安全の啓発を促進する内容か）

② 効果（交通事故防止に資する内容か）

③ 委託料提案額の妥当性（経費の積算は適当か）

(6) 選定方法

複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和6年6月11日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

- ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

採択された者と県は、別途内容を協議の上、契約を締結する。(採択については、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。採択された者と県は、企画提案の内容に基づき、その事業内容の詳細や業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、随意契約の手続きを行う。)

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) 著作権について
この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとし、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 問合せ・提出先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課消費・安全担当 井上
- (3) 連絡先 TEL 0985-26-7054
FAX 0985-20-2221
E-mail seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp